

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成22年9月16日(2010.9.16)

【公開番号】特開2009-35602(P2009-35602A)

【公開日】平成21年2月19日(2009.2.19)

【年通号数】公開・登録公報2009-007

【出願番号】特願2007-199630(P2007-199630)

【国際特許分類】

C 09 J 133/02 (2006.01)

C 09 J 133/00 (2006.01)

C 09 J 11/00 (2006.01)

C 09 J 7/02 (2006.01)

【F I】

C 09 J 133/02

C 09 J 133/00

C 09 J 11/00

C 09 J 7/02 Z

【手続補正書】

【提出日】平成22年7月29日(2010.7.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

重量平均分子量が80万未満で、ガラス転移温度が-100~-30のカルボキシル基含有(メタ)アクリル系粘着ポリマー(1)、及び

重量平均分子量が3万~10万で、ガラス転移温度が20~90のアミノ基含有(メタ)アクリル系非粘着ポリマー(2)を含有し、前記カルボキシル基含有(メタ)アクリル系粘着ポリマー(1)100質量部に対し、前記アミノ基含有(メタ)アクリル系非粘着ポリマー(2)を1質量部以上20質量部未満含む粘着剤組成物。

【請求項2】

前記カルボキシル基含有(メタ)アクリル系粘着ポリマー(1)の重量平均分子量が10万~80万である請求項1に記載の粘着剤組成物。

【請求項3】

前記カルボキシル基含有(メタ)アクリル系粘着ポリマー(1)のガラス転移温度が-80~-30である請求項1または2に記載の粘着剤組成物。

【請求項4】

前記ポリマー(1)100質量部に対し、前記ポリマー(2)を1質量部以上10質量部未満含む請求項1~3のいずれか一項に記載の粘着剤組成物。

【請求項5】

ベースフィルム層と、請求項1~4のいずれか一項に記載の粘着剤組成物からなる粘着剤層とを有し、前記粘着剤層の表面が凹凸を有するマーキングフィルム。